

石川県主要農作物種子条例（案）の概要

第1 条例の目的

この条例は、主要農作物（稲、大麦、小麦、大豆をいう。以下同じ。）の優良な種子の生産と普及を推進して、本県の主要農作物の品質の確保や安定的な生産を図ることを目的とします。

第2 県の責務

県は、主要農作物の優良な種子の生産と普及に関する施策を計画的に推進するとともに、職員の育成や配置など必要な体制の整備を図るものとします。施策を推進する際には、種子管理団体（県内における主要農作物の種子の品質の向上と安定供給に関する事業を行う法人その他の団体で知事が指定するものをいう。以下同じ。）や種子生産団体（種子管理団体を除く、種子の生産に関わる農業協同組合などの農業関係団体をいう。以下同じ。）と連携を図るものとします。

また、知事は、種子の生産者、種子管理団体、種子生産団体に対して、主要農作物の優良な種子の生産と普及のために必要な情報の提供や助言または指導を行うものとします。

第3 種子管理団体等の役割

種子管理団体や種子生産団体は、県が実施する主要農作物の優良な種子の生産と普及に関する施策に協力するとともに、種子の生産者に対する支援に努めるものとします。

第4 種子計画の策定

知事は、毎年度、主要農作物の優良な種子の生産に関する計画（以下「種子計画」という。）を策定し、次の事項を定めるものとします。

- 1 主要農作物の優良な種子の種類、品種
- 2 主要農作物の優良な種子の種類別、品種別の需給の見通しに関する事項
- 3 主要農作物の優良な種子の種類別、品種別の生産量に関する事項
- 4 主要農作物の優良な種子のほ場の指定に関する事項
- 5 その他主要農作物の優良な種子の安定的な供給に関する事項

第5 ほ場審査及び発芽審査

種子計画に基づいて指定を受けたほ場の経営者（以下「指定種子生産者」という。）は、知事による次の審査を受けるものとします。

- 1 ほ場審査（種子計画に基づいて指定を受けたほ場で栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査することをいう。）
- 2 発芽審査（種子計画に基づいて指定を受けたほ場で生産された主要農作物の種子の発芽の良否について審査することをいう。）

審査の基準や方法は知事が定め、審査は、指定種子生産者の請求によって行います。知事は、指定種子生産者から請求があったときは、職員に必要な審査を行わせるものとし、審査を行う職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、提示するものとします。また、知事は、審査の結果、基準に適合すると認めるときは、審査を請求した指定種子生産者に通知するものとします。

第6 原種等の生産

知事は、主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な原種と、原種の生産を行うために必要な原原種（以下「原種等」という。）の生産を行うものとします。

知事は、原種等の生産を適正で確実に行うことができると認める者に原種等の生産を委託することができます。また、知事は、災害等によって必要な原種等の生産が困難な場合は、購入その他の方法によって原種等を確保することができます。

第7 人材の育成等

県は、主要農作物の優良な種子の生産と普及を推進するために、種子の生産者の育成や確保、種子の生産技術の継承に必要な施策を講ずるよう努めるものとします。

第8 財政上の措置

県は、優良種子の生産及び普及に係る施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

第9 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、知事が定めるものとします。